

## 【ロシア船籍漁船の取扱について】

- 1 外国漁船の本邦の港への寄港については、外国人漁業の規制に関する法律（以下「外規法」）第4条の規定により、原則として農林水産大臣の許可を受けなければならないこととなっています。
- 2 ただし、外国から積み出された漁獲物等の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載のみを目的として、外国人漁業の規制に関する法律施行令第1条に基づく「外国から積み出された漁獲物等に添付する書類（いわゆる「積出証明書」）」を有する場合は、許可を受ける必要はありません。
- 3 ただし、ロシア船籍船舶については、「外国から積み出された漁獲物等に添付する書類」は、2006年に日本とロシアとの政府間で交わされた口上書に基づき、ロシア政府が発給した真正な「GTD（貨物税関申告書：コピー不可。原本のみ。）」に限られます。
- 4 なお、ロシア船籍漁船が修繕を目的として本邦に寄港する場合は、外規法第4条の規定による農林水産大臣の許可が必要です。

（注）各船舶代理店、各輸入業者の皆様におかれましては、ロシアとの取引において、原本でないGTDの提示による寄港は認められないこと及びロシア船籍漁船の修繕については農林水産大臣の寄港許可が必要であることにご留意願います。